おおたけ・ごみ事情 No.3

ごみ処理費 1人16,800円

問い合わせ　環境整備課リサイクルセンター ☎㊷5101

【表１】年度別ごみ排出量の推移　（単位：トン）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
家庭系ごみ	7,317	7,158	6,399	6,335	6,117
事業系ごみ	2,134	1,978	1,980	2,133	2,223
合　　計	9,451	9,136	8,379	8,468	8,340

【表２】年度別ごみ処理費および市民１人当たりのごみ処理費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ごみ処理費	千円 512,264	千円 490,468	千円 511,349	千円 498,151	千円 464,823
市民１人当たりの年間ごみ処理費	円 18,044	円 17,315	円 18,192	円 17,886	円 16,832

※　ごみ処理費には、建設改良費を含んでいません。
※　市民１人当たりの年間ごみ処理費は、各年度の３月末の人口で算定しています。

ごみの量は、減っているの？

平成25年10月、各家庭から排出される「もやすごみ」と「粗大ごみ」にごみ処理手数料を導入後、表１のとおり家庭系ごみは、着実に減少しています。

しかし、事業系ごみは増加傾向にあります。特に「もやすごみ」が増加しており、今後の課題の１つとなっています。

ごみ処理費は、いくらかかっているの？

表２のとおり、本市のごみ処理費は、ごみの排出量の減少に伴い減少傾向にあります。

年金のはなし No.264

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます。
～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

問い合わせ　広島西年金事務所 ☎0082-535-1505
保健医療課 ☎㊾2141

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税および市県民税の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、申告の際に支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

控除証明書は11月上旬に送付

生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（はがき）が、日本年金機構から11月上旬に送付されます。

また、10月1日から12月31日までの間に平成30年中に初めて国民年金保険料を納付される方には、平成31年2月上旬に同様の控除証明書が送付されます。

年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

家族の国民年金保険料も控除対象

生計を一にする（同居の有無を問わず生活費を共にしている）家族の国民年金保険料を納付した場合も、その全額が納付した方の所得税などの控除対象となります。

その場合は、年末調整等や確定申告の手続きの際にご家族あてに送られた控除証明書を添付してください。

市民の皆さん一人一人が、ごみを資源として活用する取り組みを積極的に進めることで、ごみの量を減らし、みんなでごみ処理費を削減しましょう。

消費者シリーズ No.209

友人からの紹介でもきっぱり断って！
マルチ商法的勧誘に注意

問い合わせ　市消費生活センター ☎㊼3236

友人に紹介された人が自宅に来訪し「会員になれば1箱1万3千円で体に良い飲料水を購入できる。登録料は、2箱購入すれば免除。人を紹介するとボーナスがもらえる」と言われ、断りきれずに契約した。

目が不自由なため契約書はその人に書いてもらった。

その後、商品が届いた際に、宅配業者から宛名ラベルには業者の住所も連絡先も書いていないと教えてもらい、不審に思った。解約したいが、1人暮らしのため書類が読めず連絡できない。（70歳代　男性）

マルチ商法的勧誘

消費者庁イラスト集より

【アドバイス】

断る勇気も必要

●他人に商品を紹介し、購入につながればマージンが得られると誘う、マルチ商法的勧誘のトラブルです。

●親しい人や仲間からの紹介、誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。自身も友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまうこともあります。

周囲の人も気配りを

●過去には聴覚障害者の間でマルチ商法が、まん延したこともありました。1人暮らしの障害者や高齢者の家に見知らぬ人が出入りしていないか、周囲の人が日頃から気を配りましょう。

●困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください。

（国民生活センター発行「見守り新鮮情報198号」より）

正義の味方
引っかからないカモ

福祉のとびら No.075

1人での避難が難しい方に
避難行動要支援者避難支援制度

問い合わせ　福祉課 ☎㊾2146

「避難行動要支援者避難支援制度」とは、地震や台風などの災害が発生したときや災害のおそれがあるときに、1人で避難することが難しい方に対し、地域の助け合い、いわゆる共助によって避難に関する情報の伝達や手助け、安否確認などを行う制度です。

支援はどのようにして行われるの？

1人での避難が困難な方が、制度の登録申請時に、1～3人の避難支援者（避難の手助けをする人）を決めます。

災害時には、避難支援者を中心に、1人での避難が困難な方と一緒に避難場所へ避難します。

また、登録申請者の情報は、市関係機関、地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会や自治会、大竹警察署で共有し、安否確認や避難のサポートをスムーズに行えるようにします。

福祉課が窓口となる対象者

○身体障害者手帳を持つ方のうち等級が1・2級の方。
ただし、聴覚障害、視覚障害、音声・言語機能障害の方は等級を問いません。

○療育手帳を持つ方のうち障害の程度がⒶ・Aの方。

○精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち等級が1級の方。

※　次の対象者については、地域介護課（☎㊾2144）へ問い合わせてください。
・65歳以上の1人暮らしの高齢者または75歳以上のみの世帯の方
・介護保険の要介護認定が3以上の方

災害による被害を減らすために

この制度は、日頃からの地域の助け合いによって、市民の皆さんが安心して暮らしていけるよう作られたものです。

災害は、いつどこで起こるか分かりませんし、支援する側が被害に遭うこともあり得ます。そのため、登録申請をし避難支援プランを作成したからといって必ず支援を受けられるとは限りません。

この制度に登録すれば安心ということではなく、日頃から地域でのコミュニケーションを深め、また自分の身を自らどのように守るかという自助・共助の意識をもって、いざというときに備えましょう。